

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目 次

- ◇規則 鳥取県公報発行規則の一部改正
- ◇告示 昭和三十六年度干害応急対策事業補助金交付要綱
家畜人工授精師の免許
昭和三十五年四月鳥取県告示第百五十三号の一部改正
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公安告示 聴聞会の開催

規 則

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和三十七年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六号

鳥取県公報発行規則の一部を改正する規則

鳥取県公報発行規則（昭和二十五年八月鳥取県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を次のように改め、第十号を削り、第十一号を第十号とする。

九 雑報（前各号に掲げるものを除くほか、特に必要がある）と認められたもの）

第五条を次のように改める。

（配付）

第五条 公報の配付先は、次のとおりとする。

- 一 本庁各部課
- 二 各廳
- 三 県議會議員及び県議会議事事務局各課
- 四 県教育委員会議事事務局各課
- 五 県選挙管理委員会議事事務局
- 六 県人事委員会議事事務局
- 七 県公安委員会、県警察本部各課及び警察学校

八 県地方労働委員会事務局

九 県監査委員事務局

十 陸運事務所

十一 電気局各課

十二 境港管理組合

十三 各市町村及び各市町村議会

十四 各都道府県及び各都道府県議会

十五 その他必要と認められた箇所

第六条第三項中「一箇月百二十円」を「一箇月二百五十円」に改める。

第九条第二項を次のように改める。

2 前項の原稿は、正確明瞭に記載しなければならない。

第十一条各号列記以外の部分中「前日に繰り下げる。」を「前日に繰り上げる。」に改める。

第十二条ただし書を次のように改める。

但し、長大なもの、複雑なもの及び諸表、図面の類又は特に形式に注意が必要であるものについては、主管課において行う。

第十三条中「「登記済印」」を「「登載済印」」に改める。

附 則

この規則は、昭和三十七年四月一日から施行する。

告 示

鳥取県告示第七十四号

昭和三十六年度干害応急対策事業費補助金交付要綱を次のように定める。

昭和三十七年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和三十六年度干害応急対策事業費補助

金交付要綱

(趣旨)

第一条 知事は、市町村、土地改良区、土地改良区連合及び農業協同組合又は共同施行者が、干害応急対策事業に要した経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、鳥取県補助金等交付

規則（昭和三十二年四月鳥取県規則第二十二号。以下「規則」という。）の規定に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第二条 この要綱において「補助事業」とは、前条に規定する者が、連続干天日数（日雨量が五ミリメートル以下の日は、干天日とみなす。）が十五日以上又は一月間の日雨量強度が五ミリメートル以下の地域において、水田及び畑地の干害に対し、昭和三十六年五月一日から同年九月三十日までに応急的に実施した干害応急対策事業をいう。

(補助率)

第三条 補助事業及び補助率は、別表のとおりとする。

(添付書類)

第四条 規則第五条第一号及び第二号の規定による事業計画書及び収支予算書は、それぞれ様式第一号及び様式第二号のとおりとする。

(実績報告)

第五条 規則第十八条の規定による実績報告書は、様式第三号のとおりとする。

(書類の提出時期)

第六条 補助金交付申請書及び実績報告書の提出時期は、知事が別に定める。

(書類の経由)

第七条 この要綱に基づいて知事に提出する書類は、正副二通を作成し、所轄地方農林振興局長を経由しなければならない。

附 則

この要綱は、昭和三十六年度分の補助金に適用する。

別表

事業主体	補助の対象	補助対象事業の規模	補助率
市町村、土地改良区、土地改良区連合、農業協同組合	1 水路の掘さく、井戸の掘さく、動力線の架設、送水管の設置、揚水機場の設置、その他用水確保のための工事に必要な経費（今後の干害に備えて引き続き利用できるものに限る。）	1 団地ごとに5万円以上	4割
	2 揚水機（揚水機専用動力機を含む。）ボートリソング機械（ボートリソング機械専用動力機を含む。）及び電気駆動機並びにこれらの附属品の購入（今後の干害に備えて引き続き管理する目的をもつて行なつた購入に限る。）及び賃借に必要な経費	1 団地ごとに5万円以上	4割
共同施行者	1 及び2に掲げる経費であつて、その団地に係る補助の対象となる干害応急対策事業の事業費の反当経費が1,000円をこえる場合に、そのこえる部分の経費	1 団地ごとに1及び2に掲げる経費がそれぞれ5万円以上	1に係るもの4割 2に係るもの2割5分

別記様式第1号

昭和36年度干害応急対策事業の内容及び経費の配分（又は昭和36年度干害応急対策事業成績書）

団地番号	事業主体番号	所在地	費目	工種	事業量	事業費			事業実施期間	摘要
						補助金	補助率	市町村費その他		

00855

区	分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	本年度予算額 (又は本年度精算額)	摘要

注 1 「費目」欄は、工事費、機械器具費及び事務雑費に区分して記載すること。

2 「工種」欄は、水路工、さく井工等に区分して記載すること。

3 「事業量」欄には、箇所数、延長、台数等を記載すること。

別記様式第2号

昭和36年度干害応急対策事業収支予算（又は収支精算）書

1 収入の部

区	分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	本年度予算額 (又は本年度精算額)	摘要
補助市町村負担金計				

2 支出の部

区	分	本年度予算額 (又は本年度精算額)	本年度予算額 (又は本年度精算額)	摘要
工機	事			
機	器			
○	費			
○	費			
○	計			

00856

別記様式第3号

第1表 昭和36年度干害応急対策事業成績書

本表は別記様式第1号による。

第2表 機械購入調書

事業主体番号	団地番号	団地名	名称 (品目)	形式 寸法 規格	製作 年月日	数量	単価	価格		検収 (取得)日 年月日
								円	円	

第3表 工事雑費調書

科目	数量	単価	金額	摘要
			円 円	

第4表 事務雑費調書

本表は第3表の様式による。

第5表 取得財産調書

- 1 本表は第2表の様式による。
- 2 本調書には、機械器具費以外で購入した、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令(昭和36年政令第225号)第13条第1号から第3号までの財産及び次に掲げるものを記載すること。
 - イ 揚水機及び原動機
 - ロ ボーリング機械及び原動機
 - ハ 電気探査機
 - ニ その他の機械及び器具でその購入単価が5万円をこえるもの

鳥取県告示第百七十五号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十条の規定により、次のとおり家畜人工授精師の免許を与えた。

昭和三十七年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

免許証番号 家畜人工授精師として業務を行なう家畜の種類 住所氏名

- 「鳥取県立種畜場 鳥取県立山陰酪農講習所」
- 「鳥取県畜産試験場 鳥取県中小家畜試験場」
- 「倉吉農業高等学校 倉吉工業高等学校」

- 東伯郡赤碕町大字松谷六〇六 米子市上福原一八〇六ノ一
- 東伯郡赤碕町大字松谷六〇六 米子市両三柳
- 倉吉市大谷一六六
- 倉吉市大谷一六六
- 倉吉市堺町二〇一

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第十一号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和三十七年三月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 石 谷 貞 彦

- 一 日時 昭和三十七年三月二十七日 午後一時
- 二 場所 鳥取市 久松閣

五七四 全家畜 倉吉市越殿町 石塚 竜一

鳥取県告示第百七十六号

昭和三十五年四月鳥取県告示第百五十三号(解の指定について)の一部を次のように改正し、昭和三十七年四月一日から施行する。

昭和三十七年三月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

- 東伯郡赤碕町大字松谷六〇六 米子市上福原一八〇六ノ一
- 東伯郡赤碕町大字松谷六〇六 米子市両三柳
- 倉吉市大谷一六六
- 倉吉市大谷一六六
- 倉吉市堺町二〇一

に、を、を、に改める。

- 三 議題
- 1 公立学校教職員人事について
 - 2 その他

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第九号

古物営業法（昭和二十四年法律第百八号）第二十五条の規定により、次のとおり公開による聴聞会を開催する。

昭和三十七年三月二十七日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 関係者の本籍住所及び氏名

本 籍 米子市錦町一丁目一四九

元住所 米子市角盤町二丁目一二九

妹 尾 士

二 聴聞の期日

昭和三十七年四月四日 午前十時から

三 聴聞の場所

鳥取市西町 鳥取県警察本部

広 告

鳥取県公報の購読者募集について

鳥取県総務部総務課

鳥取県では、昭和三十七年度の「鳥取県公報」の有償購読者を募集します。鳥取県公報には、われわれ県民の福祉、権利、自由に直接間接関係のある条例、規則、告示等が登載されます。県政を理解することは、われわれ県民にとつて必要不可欠なことであり、鳥取県公報は、そのよい資料でありますから、県では実費で有償配付を行なっていますので是非御購読してください。購読希望の方は、裏面申込書に購読料金（一部一月二百五十円、郵送料を含む。）を添えて三月三十一日までに当課あてお申込みください。

鳥取県公報購読申込書

昭和 年 月 から昭和 年 月 まで鳥取県
公報を 部購読したいので購読料金 円
を添えて申込みます。

昭和三十七年 月 日

住所

氏名

(団体の場合は、団体名及び代表者氏名印)

印

鳥取県知事

殿

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

発行者 鳥取県鳥取市東町二丁目

印刷所 鳥取県鳥取市栗谷町

〔定価〕 部 月極 一円二角五分 (送料共) 所 県